

滋賀県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ基本方針

制定：平成22年4月1日

訓令第1号

(目的)

第1条 この訓令は、滋賀県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を確保し、当該情報資産の適切な保護及び管理を行うことによって、個人情報の保護及び公共の秩序の維持を図り、もって安定的な行政サービスの提供に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク 広域連合における機関を相互接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。
- (2) 情報システム 広域連合の業務を行うための電子計算機（ネットワーク、ハードウェア及びソフトウェア）及び記録媒体で構成され、処理を行う仕組みをいう。
- (3) 情報資産 広域連合の使用するすべてのネットワーク及び情報システム、ネットワーク及び情報システムの開発並びに運用に係るすべての情報並びにネットワーク及び情報システムで取り扱うすべての情報をいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報資産の機密の保持、正確性及び完全性の維持並びに定められた範囲で利用可能な状態を維持することをいう。
- (5) 機密性 情報資産を利用することを許された者のみが当該情報資産を利用することができる状態をいう。
- (6) 完全性 情報資産に係る処理を正確に行うことが完全に保障されている状態をいう。
- (7) 可用性 情報資産を利用することを許された者がいつでも当該情報資産を利用することができる状態をいう。
- (8) 外部委託事業者 広域連合との契約により、広域連合が保有する情報を取扱う業務又は広域連合の情報システムに係る開発、導入、保守等の業務に携わる者をいう。

(位置付け)

第3条 この訓令は、情報セキュリティ対策に関する統一かつ基本的な方針を定めたものであり、情報セキュリティ対策の根幹をなすものである。

(適用範囲)

第4条 この訓令は、広域連合が保有するすべての情報資産並びに情報資産を取り扱う全職員（非常勤職員及び臨時的任用職員等を含む、以下これらを「職員等」という。）及び外部委託事業者について適用する。

(管理体制)

第5条 広域連合長は、情報セキュリティ対策を推進及び管理するための組織体制を整備する。

2 広域連合長は、前項の組織に係る事務を統括するため、最高情報統括責任者を置き、専任副広域連合長をもって充てる。

3 最高情報統括責任者は、広域連合におけるすべてのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。

4 最高情報統括責任者を補佐するため、統括情報セキュリティ責任者（以下「セキュリティ責任者」という。）を置き、事務局長をもって充てる。

6 第1項の組織に関し必要な事項は、別に定める。

（情報資産の分類及び管理）

第6条 セキュリティ責任者は、機密性、完全性及び可用性に従い情報資産を分類し、その重要性に応じ、適切な管理を行うものとする。

（情報セキュリティ対策）

第7条 セキュリティ責任者は、情報資産を保護するため、次の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 物理的脅威に対する対策 情報システムの損傷、盗難、火災、停電等から情報資産を保護するための施設整備、入退室管理等の対策

(2) 技術的脅威に対する対策 情報システムに係るアクセス制御、不正アクセス対策、ウィルス対策、情報システムの端末及び記録媒体の管理等の対策

(3) 人的脅威に対する対策 情報セキュリティに関する管理体制の整備、職員等に対する情報セキュリティ研修の実施、外部委託事業者に対する管理等の対策

(4) 運用面における対策 情報セキュリティに関する情報の収集及び提供、障害時の対応等の対策

（遵守義務）

第8条 職員等及び外部委託事業者は、業務の遂行に当たり、情報セキュリティに係る法令等及び情報セキュリティポリシーを遵守する義務を負う。

（教育及び訓練）

第9条 セキュリティ責任者は、情報資産を適正に活用するために、職員等への教育を行うとともに、緊急事態への対応を訓練するものとする。

（情報セキュリティ監査）

第10条 セキュリティ責任者は、この訓令及びこの訓令に基づき定める対策基準等が遵守されていることを検証するため、定期的に情報セキュリティ監査を実施するものとする。

（評価及び見直し）

第11条 セキュリティ責任者は、前条の監査結果等により、情報セキュリティポリシーに定める事項及び情報セキュリティ対策の実効性を評価するとともに、情報システムの変更及び情報セキュリティを取り巻く状況の変化を踏まえ、情報セキュリティポリシー及び実施手順の見直しを適宜実施するものとする。

（違反者への対応）

第12条 情報セキュリティ対策に違反した職員等及び外部委託事業者については、その重大性、発生した事案の状況等に応じて厳正に対応する。

（その他）

第13条 この訓令の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。